

令和5年度特定診療科医師確保奨励金（産科医・小児科医 ウェルカム奨励金）交付事業募集要項

1 趣旨

不足している診療科の医師を県外から招聘することにより、県内の医師不足への対応と安心して医療を受けられる体制の確保を図るため、県外から転入し、不足する診療科の常勤医師として県内医療施設で勤務する医師に対し、「特定診療科医師確保奨励金（産科医・小児科医ウェルカム奨励金）」を交付します。

2 交付対象

奨励金の交付対象となる医師は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。（令和5年1月2日以降に以下の要件を満たした方を対象とします。）

- (1) 診療科 産婦人科（専ら婦人科に従事する医師を除く。以下同じ）、産科、小児科
- (2) 勤務先 仙台市内以外の自治体病院・診療所、日本赤十字社の開設病院（仙台市内を除く）、国立病院機構の開設病院（仙台市内を除く）

産婦人科及び産科に係る対象勤務先（令和5年10月1日現在、産婦人科又は産科を標榜する医療機関）

- ・公立刈田総合病院 ・みやぎ県南中核病院 ・公立黒川病院 ・大崎市民病院 ・栗原市立栗原中央病院
- ・登米市立登米市民病院 ・気仙沼市立病院 ・石巻赤十字病院

小児科に係る対象勤務先（令和5年10月1日現在、小児科を標榜する医療機関）

- ・公立刈田総合病院 ・みやぎ県南中核病院 ・丸森町国民健康保険丸森病院 ・七ヶ宿町国民健康保険診療所
- ・七ヶ宿町国民健康保険湯原診療所 ・塩竈市立病院 ・公立黒川病院 ・大崎市民病院 ・公立加美病院
- ・美里町立南郷病院 ・栗原市立栗原中央病院 ・登米市立登米市民病院 ・登米市立米谷病院 ・登米市立豊里病院
- ・登米市立上沼診療所 ・石巻市橋浦診療所 ・女川町地域医療センター ・気仙沼市立病院 ・気仙沼市立本吉病院
- ・南三陸病院 ・石巻赤十字病院 ・独立行政法人国立病院機構宮城病院

- (3) 対象者 県内での勤務開始時期等が、次の区分ごとに掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 医師（ロに掲げる専攻医を除く）

- (イ) 県内での勤務開始日が、県外から転入した日から1月以内であり、かつ、奨励金の交付を受けようとする年度の前年度の1月2日から奨励金の交付を受けようとする年度の12月31日までの間であること。
- (ロ) 初めて奨励金の交付を受けた年度の翌年度も指定施設に勤務していること。
- (ハ) 2度目の奨励金の交付を受けた年度の翌年度も指定施設に勤務していること。

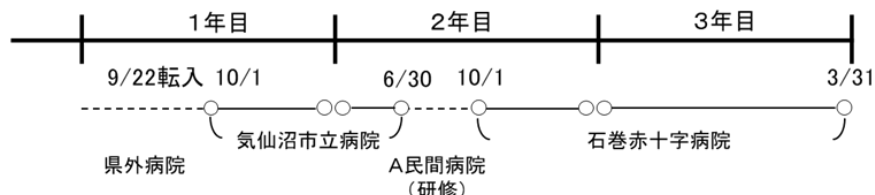
ロ 専攻医

専攻医（専門研修（後期研修）プログラムにより修練を行っている医師をいう。ただし、当該プログラムによる県内での修練の開始日が、県外から転入した日から1月以内である者に限る。以下同じ。）については、専攻医4年目までのうち、奨励金の交付を受けた年度が2年度以内であること。

<勤務例>

○ 2(3)イの例

- ・(イ) 1年目：県外から転入し、仙台市内以外の自治体病院等で常勤医として勤務する場合
- ・(ロ) 2年目：初めて奨励金の交付を受けた年度の翌年度も指定施設に勤務する場合
- ・(ハ) 3年目：2度目の奨励金の交付を受けた年度の翌年度も指定施設に勤務する場合

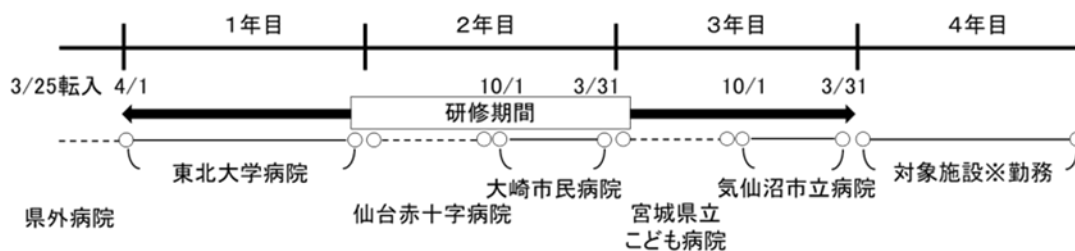


【奨励金交付額】

勤務6月→100万円 勤務3月+6月=9月→100万円 勤務12月→100万円

○ 2(3)ロの例

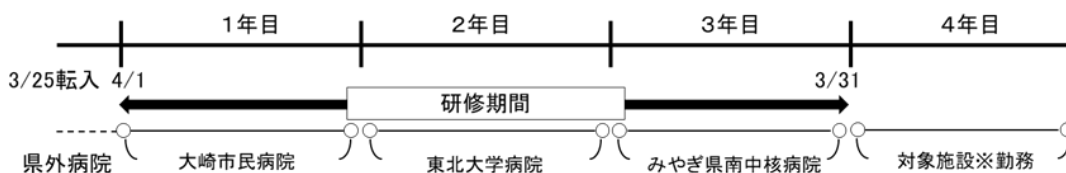
- ・産婦人科専門研修プログラムで修練を行う場合



【奨励金交付額】

(対象外) 勤務6月→100万円 勤務6月→100万円 勤務12月→100万円

- ・小児科専門研修プログラムで修練を行う場合



【奨励金交付額】

勤務12月→100万円 (対象外) 勤務12月→100万円 勤務12月→100万円

3 交付予定人数

交付予定人数は合計6人とします。

4 交付額

交付額は対象期間における勤務月数に応じて次に掲げる額とします。

- ① 6月以上 100万円 ② 3月以上6月未満 50万円 ③ 3月未満 0円

※交付の申請を行う医師が県又は県内市町の修学資金の貸与を受けている場合、年度内における勤務月数から当該修学資金の返還免除を受けるために勤務する期間を除くものとします。

※過去3回交付を受けた者は対象外とします。

5 奨励金の交付時期

年度末に勤務実績を確認後、交付します。(令和6年5月末(予定))

6 申請方法

次の書類を、「7 交付申請受付先」まで郵送又は御持参ください。

- (1) 特定診療科医師確保奨励金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 勤務計画証明書(別記様式第1号別紙)
- (3) 県外から転入したことを証明する書類(住民票の写し(転入前の住所、転入日の記載のあるもの))
- (4) その他
専攻医については、専門研修プログラム等の専攻医であることを証明する書類、専門研修(後期研修)プログラムの研修概要が分かる資料などを添付

7 交付申請受付先

宮城県保健福祉部医療人材対策室医師定着推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話 022-211-2692 FAX 022-211-2694

E-mail iryozint@pref.miyagi.lg.jp

8 交付申請受付期間

令和5年12月11日から令和6年1月31日まで(当日消印有効)

9 交付決定方法

受付順に本年度の予定件数の範囲内で交付先及び交付額(交付予定額)を決定します。また、当該受付日において交付予定人数を超える申請を受け付けた場合は、抽選により交付先を決定します。

10 当該奨励金に係る所得税の取扱いについて

当該奨励金につきましては、所得税法上、「雑所得」となり、課税対象となりますので、確定申告が必要になります。

確定申告の際は、県から送付する当該奨励金交付額の確定通知を添付して所轄の税務署に御提出ください。(交付額の確定通知につきましては、通常、当該年度末に当該奨励金の交付決定を受けた医師から当該年度の実績報告をいただき、その内容について審査させていただいた後、県から送付する予定です。)

なお、申告手続、適用される控除など詳細につきましては、交付決定を受けた医師の個別の状況により異なることもございますので、必ず御自身で税務署等へ御確認ください。